河津町令和９年度当初予算編成方針について

標記の件について、令和８年 10 月 13 日付けで河津町長より各課長・室長・事務局長・園長に対し、以下のとおり通知しました。

令和９年度当初予算編成について

国は、「経済財政運営と改革の基本方針 2026」において、責任ある積極財政のもと、持続的な経済成長と賃上げの実現を目指し、AI・半導体、GX、化学技術、医療・介護、食料など成長分野への投資を進めるとともに、地方への投資や地域産業の振興、人口減少・少子化への対応、経済・食料・エネルギー安全保障の強化などを推進し、国、地方、民間の連携を通じ、持続可能で活力ある社会の実現を目指すことを示しており、こうした国の動向に注視していく必要がある。

本町においては、更なる少子高齢化や人口減少の影響による町税の減収が見込まれ、地方交付税についても増額は見込みにくい状況である。一方で、近年の地震や豪雨災害などに備えた防災・減災対策や、喫緊の課題である子ども・子育て施策をはじめとする社会保障関係経費の増加、また、世界経済の不安定な影響を受け、労務単価や建設資材等の高騰による建設コスト上昇など歳出増加が見込まれ、引き続き財政運営は厳しい状況であると予想される。本町としては、産業の活性化と賑わい創出を取り戻すべく、国や県の補助金などを活用し、観光を中心とした新規事業に取り組んできたが、厳しい町内経済の状況等を考え、インフラ整備や見直しも行いながら、少子高齢化や人口減少などに起因する諸課題や懸案事項の解決に取り組まなければならない。

これらの現状及び将来を含めた諸課題を職員一人ひとりが再認識し、河津町第５次総合計画の基本構想で掲げる将来像「住みたい・来たいまち 河津」の実現に向け、限られた財源を最大限に有効活用すべく、既存事業をすべて検証し、廃止・縮小・再構築による歳出の徹底した見直しにより、健全な財政運営を堅持しつつ、町民と共に創り上げていく「共創のまちづくり」として、民間の力も活用しながら、町民と共に新しい時代のまちづくりに取り組む。

令和９年度の予算編成に際しては、以上のことを前提に、次の方針に基づき、予算編成を進めるものとする。

第１章　基本方針

１　基本目標・重点施策

令和９年度当初予算の基本目標と重点施策は、河津町第５次総合計画の基本目標とする。

２　歳入の確保

歳入の根幹である町税収入については、財源確保及び税負担の公平性の観点から課税客体の的確な把握に努めるとともに、法令に基づく適正な債権管理の推進に努め、収納率の一層の向上に向けて取り組みを強化することこのほか、受益者負担の適正化、水道料金や温泉料金等に係る未収債権の回収、町有財産の有効利用にも取組むこと。国・県・外郭団体等の利用可能な補助制度（起債制度も含む）の把握に努め、積極的な提案を図ること。また、ふるさと納税の拡充を図り、財源確保を図ること。

３　歳出全般の見直し

既存事務事業の廃止・縮小・再構築を行い、コスト意識を徹底する中で、必要性、有効性及び効率性を厳しく検証し、最小の投資で最大の効果を発揮できるよう、事業費を精査した上で真に必要なもののみ要求すること。

４　一般財源ベースでのゼロシーリング

政策的経費の財源を確保するため、経常的経費（義務的経費を除く）は、令和８年度当初予算の一般財源充当額を上限とすること。
事業内での調整が困難な場合は、目単位で調整すること。

５　共創、共働、共生による施策の推進

各事業の構築、推進に当たっては、町民、民間企業、関係団体と事業目的や課題認識を共有し、適切な役割分担に基づいて最大の事業効果を発揮しうるよう努めること。

第２章　予算要求に当たっての基本的留意事項

１　当初予算の性格

当初予算は通年予算として編成するため、年間所要額を的確に見積ること。

補正予算は原則として、当初見込めなかった制度改正、国庫補助金等の追加配分、臨時の財政需要等、例外的なものに限る。

２　国・県の動向

国や県の予算編成の動向や制度改正の情報収集に努め、積極的に財源を確保すること。また、新たな支援制度など、従来の補助制度に捉われず、所管省庁以外の補助制度についても幅広く情報収集を行い、新たな財源の確保に努めること。既存の補助事業についても補助基本額、補助率等を確実に把握した上で要求すること。

３　新規事業の構築、既存事業の拡充

新規事業の構築や既存事業の拡充に当たっては、円滑に事業実施できるよう関係者に対して十分な説明を行うこと。なお、新規事業や既存事業の拡充等により、新たな財源を必要とする場合は、原則として、他の既存事業の廃止・縮小・再構築を図り、財源を確保すること。

４　特別会計、公営企業会計

特別会計及び公営企業会計については、将来にわたる的確な収支見通しに基づく収益の確保、経費の節減、事業の合理化に努めるとともに、安易に一般会計からの繰入金に依存することなく、自主財源の確保に努めること。

５　その他

定期監査、決算審査における監査委員からの意見及び議会決算審査特別委員会付帯意見のうちで予算に反映すべき内容を的確に把握するよう努めること。